

令和6年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和6年分の申告について主な変更点をご紹介します。

定額減税の実施と様式変更

令和6年分での最も大きな変更点は、定額減税の実施です。これに伴い、申告書の様式が変更されています。

配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合には、第二表「配偶者や親族に関する事項」の「その他」欄に「2」と記入します。

なお、夫婦双方に所得がある場合で、対象となる扶養親族を有するときには、扶養控除と同様、どちらか一方でしか適用できません。

住宅ローン控除の特例対象個人

いわゆる住宅ローン控除の適用について、令和6年居住分では借入限度額が引き下げられました（最高4,500万円）。ただし、子育て世帯や若年夫婦世帯に配慮して、特例対象個人に該当

した場合には、従前の借入限度額（最高5,000万円）とされています。この特例対象個人とは、次のいずれかに該当する個人をいいます。

- 夫婦のいずれかが40歳未満であること
- 19歳未満の扶養親族を有すること

（※）年齢等は、原則、令和6年12月31日の現状による

特例対象個人に該当する場合で一定のときには、第二表「配偶者や親族に関する事項」に一定事項の記入が必要となります。

最後に、令和6年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の確定申告に係る法定納期限、振替日をご案内します。

	法定納期限	振替日
所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
消費税※	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日（参考）令和6年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和7年6月30日(月)です。

【記入例（一部抜粋）】

令和6年居住分として住宅ローン控除を適用する会社員本人の合計所得金額が600万円で40歳未満、かつ、配偶者の合計所得金額が300万円で40歳未満、19歳未満の扶養親族を有する場合の、第一表④④欄、第二表「配偶者や親族に関する事項」の記入例（一部抜粋）

第一表（一部抜粋）

再差引所得税額 (41)~(42)	(43)	6500
令和6年分 特別控除 (3万円×人数)	(44)	60000
再差引所得税額(赤字のときは)	(45)	0

第二表（一部抜粋）

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23, 24, 26, 44)												
氏名	個人番号	生年月日	職業	国外居住	住居	住居	その他					
舞 花子	*****	5.9.1	専業主婦		○							
舞 ハル	*****	5.4.1	子				2					

本人が特例対象個人に該当する場合で、以下に該当する場合には、氏名等を記入し、「住宅」欄の【特個】に○を記入

- ① 本人の配偶者が、同一生計配偶者ではない、かつ、配偶者特別控除の対象とされていないとき、本人の事業専従者ではないとき又は他の納税者の扶養控除の対象とされているとき
- ② 扶養親族が19歳未満であり、他の納税者の配偶者控除又は扶養控除（「住民税」欄の【16】に記入した扶養親族を含む）の対象とされているとき

出典：国税庁「令和6年分所得税及び復興特別所得税の手引き」

本人＋扶養親族（本人が適用）